

三 組合員を守り、個別労働トラブルを未然に防ぐ!! 三

労組幹部のための

労働法セミナー

労働者に対する安全配慮義務や退職・解雇の法的考え方から、
労働法制の最新動向まで解説!

今日企業では、経営環境の急激な変化による事業の再構築や、働き方の多様化に伴い、事業主と労働者との間で個別労働のトラブルが数多く発生しています。また、2024年4月には労働条件明示ルールが改正がありました。

このように変化する環境・法規制の中で、労働組合としては、労働者の健康・安全を守り、多発する労働トラブルを未然に防ぐことが重要です。そのためには、労働側の立場からも労働法についての正しい知識を身に付け、適切な運用を図らなければなりません。

本セミナーでは、労働者に対する安全配慮義務や退職・解雇の法的考え方の基本から、労働法制の最新動向まで、実務に沿いながら事例を交え解説します。

とき 2024年10月17日(木) 14:00~16:00

ところ 九州生産性本部セミナー室
福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館6階

講師 市川法律事務所 弁護士 市川俊司氏

申込方法

- ・本セミナーは、WEBでの申込受付となります。
- ・お申込み後、参加証・請求書をメールにてお送りいたします。
- ・参加費は、前日までにお振込みください。
- ・キャンセル料につきましては、ホームページをご確認ください。
- ・同業の方のご参加、プログラムの転用はご遠慮ください。

九労生 労働法

で 検索

講座内容

I. 労働時間・時間外労働・休日労働

1. 労働時間の適正な把握と管理
 - ・法定労働時間の原則(週・日)
 - ・使用者が講ずるべき措置とは
 - ・個別ケースにおける労働時間の判断など
2. 時間外労働・休日労働とは
 - ・法定時間外労働と所定時間外労働/
法定休日労働と所定休日労働の違いと留意点
 - ・時間外労働の上限規制
月60時間超の割増賃金率の引き上げとは
 - ・三六協定締結にあたっての法的留意点
3. 同一労働・同一賃金に向けての取り組み
 - ・賃金の意義と賃金払い5原則とは
 - ・日本版「同一労働・同一賃金」に伴う論点
～基本給相違、手当・福利厚生等の待遇差における説明義務の強化～
 - ・就業場所・従業務の「変更範囲」の明示義務化(2024年4月改正)
 - ・70歳までの継続雇用に向けた
高年齢者雇用安定法(努力義務)
 - ・ジョブ型賃金制度をめぐる動き

II. 健康と安全配慮義務

1. 安全配慮義務の意味と会社の法的責任
 - ・近年急増中の各種パワハラ・セクハラ等を巡る最新動向
 - ・精神障害の労災認定基準とは
2. 各種ハラスメントの事実調査にあたっての留意点
 - ・申し出がなされた際の初動対応
 - ・使用者が講ずべき措置・ストレスチェックの実施など
 - ・休職・復職が繰り返された場合の対応

III. 解雇規制を踏まえた退職・解雇

1. 退職・解雇に関する各種ケース
2. 整理解雇「4要素」の近時の判例動向
 - ・人員削減の必要性・解雇回避の努力
 - ・解雇基準の合理性・労働者・労働組合との誠実協議
3. 解雇の「金銭解決ルール」に向けた動向

参加対象

労働組合の幹部、執行委員、組合員

講師紹介

市川法律事務所
弁護士 市川俊司 氏

1946年生まれ。1969年中央大学法学部を卒業後、翌年司法試験に合格。司法修習を経て、1978年谷川総合法律事務所(北九州市)に入所。1998年より、福岡市にて市川法律事務所を開設、現在にいたる。

【役職】日本労働組合総連合会福岡県本部顧問
行橋市政治倫理審査会会長

【著書】
「いま政治倫理を手づくりの条例で」
「働く人の倒産対策」
「働く人のコンプライアンス」

参加費(税込)

九労生・九州生産性本部会員労組 5,500円
未会員労組 7,700円

お問合せ先

担当:九州労組生産性会議(九労生) 米山 #552

TEL:092-771-6481 FAX:092-771-6490
〒810-0004

福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル
共創館6階

(公益財団法人九州生産性本部 内)

URL: <https://qpc.or.jp/>

九労生の案内は会員労組のほか、一般の労組にもお送りしております。今度このような教育等の講座案内が一切不要な場合は上記記載の担当者または当本部お客様窓口までご連絡ください。